

令和3年(2021年)11月10日  
午前11時～正午  
於：高層棟4階 特別会議室  
行政経営部 企画財政室

## 令和3年度 第7回政策会議 健康医療部の組織改正について(令和4年4月1日実施)

より効果的かつ効率的に健康・医療政策を推進するため、令和4年4月1日に健康医療部の組織を改正するものです。

### 1 経過、現状

令和2年4月の中核市移行に伴い、業務を円滑に開始できる体制とすることを基本に、従来の府の保健所組織に市の保健センター組織を組み込む形で、健康医療部に保健所を設置しました。

以降、保健所長と健康医療部長が連携・協力して施策を推進しており、中核市移行と同時期から拡大・継続している新型コロナウイルス感染症への対応においても、大阪府との連携による医療提供体制の構築に向けた調整や市独自の取組も含め、中核市としての保健所の役割や機能を発揮し、対策を講じてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という難局への対応により、保健所業務が増大しましたが、効果的かつ効率的に政策を推進するためには、改めて保健所長と健康医療部長の分掌事務の平準化や更なる役割分担の明確化が必要との認識に至りました。

### 2 改正の趣旨

保健所の持つ専門性をより発揮させるため、保健所長の所掌を医療への監視・指導をはじめとする専門的な保健所業務に特化させます。また、これまで以上に保健業務を健康づくりの取組と一体的に進めていくため、母子保健や健康増進等、広く市民を対象とする保健業務を健康医療部長が所掌することとし、以下のとおり整理し、健康医療部の組織を改正するものです。

現 行	部長	健康まちづくり室、 <u>休日急病診療所</u> 、国民健康保険課	健康・保健施策(健康づくり、たばこ対策、健康増進計画等推進含む。)、市民病院、休日急病診療所、国民健康保険
	保健所長	保健医療室、衛生管理課、地域保健課、 <u>保健センター</u>	保健所内の総合調整(全体統括)、医事及び薬事、地域医療施策(医療計画推進含む。)、食品衛生、環境衛生、地域保健(感染症等)、 <u>成人保健</u> 、 <u>母子保健</u>
改 正 案	部長	健康まちづくり室、 <u>成人保健課</u> 、 <u>母子保健課</u> 、国民健康保険課	健康・保健施策(健康づくり、たばこ対策、健康増進計画等推進含む。)、市民病院、休日急病診療所、 <u>成人保健</u> 、 <u>母子保健</u> 、国民健康保険
	保健所長	保健医療 <u>総務</u> 室、衛生管理課、地域保健課	保健所内の総合調整(全体統括)、医事及び薬事、地域医療施策(医療計画推進含む。)、食品衛生、環境衛生、地域保健(感染症等)

### 3 改正案の具体的な内容（主なもの。詳細は資料1-2のとおり）

- (1) 組織としての保健センターを廃止し、①成人保健に関する事務及び②母子保健に関する事務は、保健所長の所掌から健康医療部長の所掌とし、①成人保健課、②母子保健課を設置します。これに伴い、保健所長への委任事項についても変更します。  
母子保健課には、現在地域保健課で行っている不妊治療に関する事務を移管し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- (2) 予防接種に関する事務については、新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務も含めて、保健センターから地域保健課へ移管し、接種による予防も含めた感染症対策を総合的に進めます。
- (3) 保健所の全体調整を担う保健医療室は、名称を「保健医療総務室」とし、保健師の保健活動の総合調整に関する事務を保健センターから移管します。健康危機管理事象発生時の実働の総合指揮を執る保健所長の下、保健師の適切な配置を行うことで、機動的な対応を図ります。
- (4) 組織としての休日急病診療所を廃止し、健康まちづくり室へ統合します。組織としての補完力を高め、安定的な施設運営を行います。

また、上記改正に合わせ、その他事務分掌の見直しを行います。

### 4 今後のスケジュール

令和4年3月31日までに吹田市事務分掌規則や吹田市健康増進法施行細則、吹田市立保健センター処務規程等の関係例規の改正等を行い、令和4年4月1日から新たな組織とします。

#### 《参考》

令和3年4月1日現在 → 令和4年4月1日（予定）  
19部58室38課                      19部58室38課                      （増減なし）